

平成22年 6 月 29 日

旭川地方検察庁における記者会見等について

旭川地方検察庁

旭川地方検察庁では、これまで司法記者クラブ加盟社の記者に対して記者会見等を行ってきたところですが、今後、下記のとおり、旭川司法記者クラブの主催により、司法記者クラブに所属していない一定の記者についても参加することができる定例記者会見等を開催することとしました。

なお、庁舎管理上、参加申込に際しては、別添「注意事項」を遵守していただきます。

記

1 定例記者会見等の開催

(1) 定例記者会見

月に2回程度（原則として第2，第4木曜日，16時30分から），定例の記者会見を開催します。

(2) 臨時記者会見

重大事件の着手・起訴・判決時等の際，必要に応じて，臨時の記者会見を開催します。

なお，記者会見を行わない場合でも，必要に応じて，発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配付することもあります。

2 参加申込手続

定例記者会見等には，旭川司法記者クラブ所属の記者において参加できるほか，事前に参加登録手続を了した者において参加できることとします。

なお，参加登録される方の資格基準の策定や登録手続等は，旭川司法記者クラブが行います。

3 定例記者会見等の開催要領

定例記者会見等の開催要領の詳細は，事前登録手続終了後，別途お知らせいたします。

【問い合わせ先】

旭川地方検察庁刑事捜査官室

電話0166-51-6234

*** 第1回定例記者会見は，平成22年7月15日に開催しました。**

注 意 事 項

旭川地方検察庁の記者会見参加のために旭川法務総合庁舎（以下「総合庁舎」という。）に入館するに際しては、下記事項を遵守願います。下記事項に反する行為をした場合には、直ちに退館させるとともに以後の入館は認めない。

記

- 1 入館時に庁舎1階受付において、社名等を告げ面会票に社名・氏名等を記入の上、識別票の交付を受けて、総合庁舎入居職員等が目視可能な位置に識別票を着用し、退館時に識別票を返還すること。
- 2 記者会見場及び1階待機場所以外には立ち入らず、他の来庁者等のプライバシーを侵害するような行為はしないこと。
- 3 記者会見場はもとより、庁舎内では職員及び警備員の指示に従うこと。
- 4 記者会見の際のカメラ撮影（テレビカメラ等による動画を含む。）、録音機器による録音については、会見者側が事前に許可した場合を除き、行わないこと（会見者側が許可した場合であっても、撮影などは冒頭部分のみとし、撮影方法等については職員の指示に従うこと。）。
- 5 記者会見中に会見状況を画像、音声又は電子情報（ブログ等へのライブの書き込みを含む。）などで同時配信しないこと。

旭川法務総合庁舎管理者